

公表日 令和 7 年 5 月 2 2 日

| 入 札 情 報                 |
|-------------------------|
| R 7 公募型指名競争入札<br>(期間入札) |

次により、公募型指名競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則（※）、高松市契約事務処理要綱（※）、高松市公募型指名競争入札試行要領（※）、高松市期間入札試行要領（※）、期間入札（試行）に関する留意事項（※）、入札参加者の心得及び契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を郵送又は持参により提出してください。

なお、提出された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、提出が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」「入札・契約情報」契約監理課ホームページの「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和 7 年 5 月 2 7 日(火)までにゼロカーボンシティ推進課に提出する必要があります。御注意ください。

|            |                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 入札に付する業務 | 高松市給水機設置等業務委託                                                |
| 2 仕様書      | 別添のとおり                                                       |
| 3 業務の履行場所  | 2 仕様書のとおり                                                    |
| 4 履行期間     | 契約締結日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで                                  |
| 5 最低制限価格   | 設定しない                                                        |
| 6 予定価格     | 非公表                                                          |
| 7 入札保証金    | 免除                                                           |
| 8 契約保証金    | 要する<br>(高松市契約規則第 2 4 条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。【注意事項】(10) 参照) |
| 9 支払条件     | 完了払(検収合格後、適法な請求があってから 3 0 日以内)                               |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 0 入札参加条件    | <p>(1) 申請日現在、高松市の令和5～7年物品・委託・役務の提供等入札参加資格者名簿の業種名「施設管理（建物管理を除く。）」の営業種目「その他の施設管理」のいずれにも登載されている市内企業であること。</p> <p>(2) 高松市公募型指名競争入札施行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(3) 業務の内容に適合した業務従事者等（次の資格以上を保持する自社社員）を配置できること。<br/> ア 第二種電気工事士<br/> イ 給水装置工事主任技術者<br/> ウ 排水設備工事責任技術者</p> <p>(4) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(5) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。</p> |
| 1 1 入札参加申請    | <p>入札参加を希望する者は、参加申請書(指定様式)に10入札参加条件(3)を満たすことを明らかにすることができる書類(◎)を添付し、郵送又は持参により提出すること。</p> <p>(◎事業協同組合等に該当する組合にあっては、入札参加条件(3)を満たすことを明らかにすることができる書類及び当該事業協同組合の組合員の一覧表)。</p> <p>10入札参加条件(3)については、公募型指名競争入札参加申請書に記載のとおり、落札後の提出とする。</p>                                                                                                                                                                     |
| 1 2 参加申請書提出期間 | <p>令和7年5月22日（木）から令和7年5月27日（火）まで（午後5時必着）なお、郵送の場合は、不着等の事故を防ぐため、一般書留又は簡易書留によるものとし、郵送に係る費用は本入札に参加しようとする者の負担とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 1 3 指名（非指名）通知 | <p>(1) 通知は、令和7年5月28日（水）までにFAXで送信する。</p> <p>(2) 指名した者には指名通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を付した非指名通知書を送信する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 1 4 現地確認      | <p>指名した者は必ず現場状況を確認した上で入札書を作成すること。令和7年5月29日(木)から同年6月2日(月)までの期間内（土日祝を除く）で現地確認を実施することとし、詳しい日時は事前に本市と協議・調整の上、決定すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                        |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 5 質問及び回答 | <p>(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和7年6月2日(月)午前10時までに質問書(指定様式)をゼロカーボンシティ推進課にFAXで送信すること。</p> <p>質問受付FAX番号 087-839-2390</p> <p>※受信確認のため、質問のFAXを送信した旨を電話連絡すること(087-839-2393)</p> <p>※電話による質問は受け付けしない。</p> <p>※指名通知を受けた者以外からの質問は受け付けしない。</p> <p>※上記期間外の質問には回答しない。</p> <p>(2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様これを熟知の上、入札しなければならない。</p> <p>ア 公表期間 令和7年6月3日(火)から6月4日(水)まで</p> <p>イ 公表方法 市ホームページ上で公表(公表は期間初日の午後3時までに開始)</p> |                                                                                                                                                                        |
| 1 6 入札書の提出 | 提出期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>令和7年6月5日(木)～6月6日(金)</p> <p>(1) 持参の場合</p> <p>上記のうち、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに提出</p> <p>(2) 郵送の場合</p> <p>一般書留又は簡易書留に限る。上記提出期間の最終日の午後5時までに必着</p> |
|            | 提出先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>〒760-8571</p> <p>高松市番町一丁目8番15号</p> <p>高松市役所本庁舎13階 ゼロカーボンシティ推進課</p>                                                                                                  |
| 1 7 開札     | 日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 令和7年6月9日(月)午前10時                                                                                                                                                       |
|            | 場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 高松市役所本庁舎13階ゼロカーボンシティ推進課                                                                                                                                                |
| 1 8 再度入札   | 提出期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和7年6月10日(火)～6月11日(水)正午まで【必着】                                                                                                                                          |
|            | 提出先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 高松市ゼロカーボンシティ推進課                                                                                                                                                        |
|            | 開札日時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和7年6月11日(水)午後3時                                                                                                                                                       |

|             |                                                                        |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| 19 試行要領等    | 高松市公募型指名競争入札試行要領<br>高松市期間入札試行要領<br>期間入札（試行）に関する留意事項                    |
| 20 入札参加者の心得 | 別添のとおり                                                                 |
| 21 委任状・入札書等 | 別添のとおり                                                                 |
| 22 契約書      | 別添のとおり                                                                 |
| 23 問合せ先     | 高松市ゼロカーボンシティ推進課<br>資源循環係 担当：山本<br>TEL：087-839-2393<br>FAX：087-839-2390 |

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。
- (4) 入札書については、期間入札（試行）に関する留意事項等の「5 入札書」に記載のとおり、所定の様式を使用し、入札書の日付は、開札日ではなく、入札金額を記載した日とすること。
- (5) 開札は、入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行う。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- (7) 最も安価な見積金額をもって見積もった業者が2人以上あるときは、「契約監理課カウンタ見積箱への投函方式による見積合せに係るくじ要領（契約監理課ホームページ掲載）」の例によりくじを行い、決定する。
- (8) 最も安価な見積金額が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。この場合、初回の入札において無効の見積をした者及び失格となった者は、再度入札に参加すること

ができない。

- (9) 再度入札の結果、なお予定価格を超えている場合は、この入札は不調とし、最も安価な見積金額をもって見積した業者と契約金額等について協議する。なお、最も安価な見積金額をもって見積した業者が2者以上あるときも同様とする。
- (10) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (11) 令和 4 年 1 月 1 日から、行政手続に係る押印等の見直しに伴い、入札参加申請書及び見積書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない入札参加申請書または見積書を提出する場合は、入札参加申請書または見積書の余白に、責任者（事務を担当する部門長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。なお、押印がなく、上記の記載がない場合は無効となる。
- (12) 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなす。
- (13) 契約保証金は次に定めるところによる。
- ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第 23 条において準用する同規則第 8 条第 2 項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
- ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

高松市契約規則(抄)

(契約保証金の減免)

第 24 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) (略)
- (2) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (3) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 契約者が、過去 2 年間の間に国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しない事となるおそれがないと認められるとき。
- (5) (6) (7) (8) (略)
- (9) 契約者が連帯保証人を立てたとき。
- (10) (略)

- (14) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (15) 契約の締結については、高松市契約規則第 20 条に定めるところによる。したがって、

落札者は、落札決定後 10 日以内に、次に掲げる書類を持参により提出しなければならない。

ア 記名押印した契約書

イ 「10 入札参加条件」の(3)を満たすことを証する書類

(16) (15)イの書類は、次のとおりとする。

ア 「自社社員」関係

(ア) 落札者につき健康保険の加入義務がある場合

健康保険被保険者証の写し

(イ) 落札者につき健康保険の加入義務はないが、雇用保険の加入義務がある場合

雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

(ウ) (ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合

従業者全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

(エ) 自社社員ではない、相当の経験を有する者を選任する場合

その者を選任すべき理由を付した申請書（任意様式）

イ 「資格」関係

当該資格を有することを証明する書類

(17) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(18) その他

ア この公告に記載のない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、高松市契約規則、特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則及び高松市特定調達契約等に係る一般競争入札実施要領その他関係規程の定めるところによる。

イ 提出された入札参加申請書、確認資料等、一切の書類について返却はしない。

#### 【高松市指名停止等措置要綱別表第 26 号の運用基準】

平成 24 年 6 月 1 日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第 26 号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

#### 【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)

#### 【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

#### 【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) 上記(1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

**【関係規程について】**

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。